大分県杵築市と東京農業大学との包括連携協定書

大分県杵築市（以下「甲」という。）と東京農業大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと地域の産業、環境保全並びに教育・研究の充実のため、産業振興、地域づくり等の分野において相互に協力することを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲と乙は、次の事項について、相互に連携・協力するものとする。

（１）まちづくり及び人づくりに関すること

（２）自然、環境、産業及び地域振興に関すること

（３）教育・研究・文化の発展に関すること

（４）就農及び就職支援に関すること

（５）前４号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な分野に関すること

（有効期間）

第３条　この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成３２年3月３１日までとする。ただし、本協定による有効期間満了日の３０日前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、さらに１年間更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義の協議）

第４条　本協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲・乙両方の署名捺印の上、各々１通を保有する。

平成２９年１１月２０日

甲　大分県杵築市大字杵築 377 番地１

杵築市長

永松悟

乙　東京都世田谷区桜丘一丁目１番地１号

東京農業大学　学長

高野克己